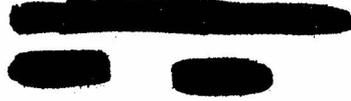


審 査 請 求 裁 決 書

審査請求人



関係保護の
実施機関

須崎福祉保健所長
入 福 聖 一

当該不服の
処 分 等

平成19年4月6日付け生活保護法（昭和25年
法律第144号。以下「法」という。）に基づく
保護申請却下処分（以下「原処分」という。）

平成19年5月7日付けで提起された行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による上記処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

1 主文

平成19年5月7日付けで提起された審査請求は容認する。よって、須崎福祉保健所長が平成19年4月6日付けで審査請求人に行った原処分は、これを取り消す。

2 理由

(1) 審査請求の概要

審査請求人  （以下「請求人」という。）は、生活に困窮したとして平成19年3月9日に須崎福祉保健所長（以下「処分庁」という。）に対し、生活保護法（以下「法」という。）による保護申請を行った。

これに対し処分庁は、請求人は稼働能力を最低生活の維持に活用していないことから、法第4条第1項の要件を欠けるとして、平成19年4月6日付けで原処分を行ったところ、請求人は原処分を不服として本審査請求を行ったものである。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、平成19年4月6日付けで原処分を受けたことについて納得できず、

その取消しを求めるものである。

(3) 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、概ね以下のとおりである。

1 引っ越し代のための生活保護申請は間違っているとしたことについて

生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、そのうえで、最低生活費を賄う収入があるか否かによって保護の要否を判断する。このため、引っ越し費用のみを抜き出して、保護を決定し、支給することはできない。

2 保護申請却下処分に当たって十分な調査を行ったか疑問があることについて

請求人には保護申請前から様々な職の紹介が行われていたが、就労していなかった。また、平成19年3月29日の居宅訪問時にも、現に就労しておらず、今後、地元で就労するとの意思表示はなかった。

請求人と同居中であつた内縁者は、保護申請の直前に就労を止めているが、平成19年3月29日の居宅訪問では、高知市に引っ越し、高知市で就労すると主張し、今後地元で就労するとの意思表示はなかった。

不服理由の中で請求人は、平成19年3月29日に高知市に行ったとしているが、転出の事実については、平成19年4月6日に、請求人から電話連絡があるまで、当所への事前連絡はなかった。

3 保護申請中の助言指導について

平成19年3月29日に居宅訪問し、請求人に対して、生活保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件であり、第1に引っ越し代のみを抜き出して要否を判定することはできないこと、第2に現に稼働能力を活用していない状況では生活保護の適用は難しい旨説明した。

4 保護申請の却下決定について

請求人からの保護申請は、請求人世帯員の稼働能力の活用により、生活可能との理由で保護申請を却下した。

(4) 請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論は、概ね以下のとおりである。

1 引っ越し代のための生活保護申請は間違っているとしたことについて

保護申請時、世帯員の●●●は就労していたが、自分は就労しておらず、収入が足りなかった。

2 保護申請却下処分に当たって十分な調査を行ったか疑問があることについて

須崎福祉保健所から仕事の紹介を1回も受けたことはない。

●●●の仕事を先がなく、自分だけが地元で仕事に就いても、収入は足りないと判断し、2人で高知市に行つて仕事をすると云つた。

自分達が居ないという事は、自分が須崎福祉保健所に言わなくても報告があると思っていた。また、高知市へ行くというのは訪問時に言った。

平成19年3月29日に生活保護の適用がないことを知り、このまま居ても電気は止められる状態で、生活費もないと思い、梶原町を出た。

3 保護申請中の助言指導について

居宅訪問時、第1に現にお金がなくて困っていること、第2に梶原町に仕事がなく、就職が困難だということ等を言ったが、その日に生活保護は受けられない、自分達でやってくれと言われた。自分達の言い分に聞く耳を持ってなく、申請があったので1度訪問して書類上済ませたような感じを受けた。

(5) 事実認定

- 1 請求人は、平成19年3月9日付けで、生活に困窮したことを理由に保護申請をしたこと。
- 2 平成19年3月27日に処分庁は、梶原町支援センターに電話し、請求人の求職活動状況を確認したこと。
- 3 処分庁は、平成19年3月29日に居宅訪問し、請求人及び世帯員と面接したこと。
- 4 処分庁は、平成19年4月5日に担当員会を開催したこと。
- 5 平成19年4月6日に請求人より処分庁に電話があり、請求人に対して稼働能力の不活用により保護適用はできない旨回答したこと。
- 6 処分庁は、平成19年4月6日付けで、請求人に対して、原処分をしたこと。

(6) 争点

本審査請求における争点は、処分庁が行った原処分について、違法又は不当のものといえるか否かである。

(7) 判断

以下のとおり判断する。

法第4条第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、生活に困窮する者が、その有する能力を最大限に活用したと認められる場合は同項に規定する要件を満たすと解される。

そこで、これを本件についてみると、処分庁は事実認定にあるように平成19年3月27日に、処分庁は、梶原町支援センターに電話し、請求人の求職活動状況を確認している。

この請求人の求職活動状況を確認した処分庁の判断は妥当である。

しかしながら、処分庁は請求人等に対して保護申請日である平成19年3月9日以降に求職活動を指導し、その求職活動の評価等を行うべきにもかかわらず、請求人等に対して求職活動を指導した記録もなく、その求職活動の評価等は行わ

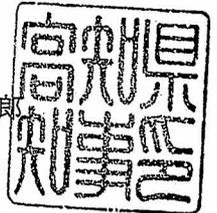
れていない。稼働能力を活用したか否かは地域の雇用情勢、請求人の求職活動状況等について総合的に評価し、判断すべきにもかかわらず、それに関する記録はなく、梶原町支援センターから聴取した請求人の求職活動状の結果や世帯員の状況から稼働能力の不活用により、原処分したことが妥当であるとの判断はできない。

したがって、処分庁が法第4条第1項の規定による保護受給要件を欠くものとした原処分については稼働能力の評価を十分行わないまま行っており、不適切な処分と言わざるを得ない。

よって、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成19年6月22日

高知県知事 橋本 大二郎



(教示)

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この裁決の前提となる決定をした高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)決定取消しの訴えを、あるいは高知県を被告として、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)